

平成30年10月

平成30年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I 県立高校改革の推進について-----	1
II 障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用状況の報告誤りについて -----	7
III 持続可能な開発目標(SDGs)の推進に向けた県の取組方針の策定について-----	9
IV 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年度評価報告書(案)」について-----	11
V 県立学校のコンクリートブロック塀の点検等について-----	15
VI 県体育協会加盟競技団体業務に係る県立高等学校教員の無届従事について-----	23
VII 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について-----	26
VIII インクルーシブ教育の推進の取組について-----	27
IX 平成32年度再編・統合対象校の設置基本計画案について-----	34
X 神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例素案について-----	36

I 県立高校改革の推進について

1 県立高校改革実施計画（I期）の改定（案）について

(1) 「県立高校改革実施計画（全体）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」は、平成27年1月に策定した「県立高校改革基本計画」に基づく改革の実現に向けて、県立高校改革に取り組むうえで中長期を展望し、教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として策定した。この実施計画は、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化等に、柔軟に対応できるよう策定したものである。

(2) 「県立高校改革実施計画（I期）」について

「県立高校改革実施計画（全体）」の計画期間を12年間（平成28年度～平成39年度）とし、このうち最初の4年間（平成28年度～平成31年度）に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校等を明示し、平成28年1月に「県立高校改革実施計画（I期）」（以下「I期計画」という。）を策定した。

(3) I期計画の一部改定（案）について

I期計画策定後の状況の変化に対応するため、I期計画を一部改定する。

ア 教育課程研究開発校の指定

平成34年度から実施される新学習指導要領の一部が、平成31年度から先行実施されることとなった。それに対応するため、早期に指定校としての取組みを推進することとし、新たに教育課程研究開発校を指定し、次の研究テーマについて取り組む。

「『総合的な探究の時間』に係る研究」

- ① 「全般的な研究」
- ② 「SDGsをテーマとした展開に係る研究」

(ア) 教育課程研究開発校の指定

I期の工程表

主体	平成 28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	30 年度 (2018 年度)	31 年度 (2019 年度)
指定校	指定・実施	中間成果報告	成果報告・指定終了	新たな指定・実施 ※～33(2021)年度

<新たな研究テーマ>

指定校(予定) :

「『総合的な探究の時間』に係る研究」

① 「全般的な研究」

市ヶ尾(横浜北東・川崎地域)

横浜清陵(横浜南西地域)

藤沢西(横須賀三浦・湘南地域)

秦野総合(中・県西地域)

大和(県央・相模原地域)

② 「S D G s をテーマとした展開に係る研究」

川崎(横浜北東・川崎地域)

舞岡(横浜南西地域)

横須賀明光(横須賀三浦・湘南地域)

山北(中・県西地域)

有馬(県央・相模原地域)

(参考)

指定校(I期での指定) :

「新科目『公共』に係る研究」

城郷 新城(横浜北東・川崎地域)

瀬谷西(横浜南西地域)

湘南台(横須賀三浦・湘南地域)

伊志田(中・県西地域)

上溝(県央・相模原地域)

「新たな学習評価に係る研究」

鶴見(横浜北東・川崎地域)

光陵(横浜南西地域)

茅ヶ崎北陵(横須賀三浦・湘南地域)

大磯(中・県西地域)

海老名(県央・相模原地域)

2 I期計画における指定校の新たな指定について

(1) 指定校について

県立高校改革実施計画に基づく改革の実現に向けて、I期計画では、平成28年度から高校を指定し、指定を受けた高校は、平成30年度までの3年間各テーマに関する研究を実施し、その成果の普及を図っている。

(2) 新たな指定校(予定)について

平成30年度で指定期間(3年)が満了するため、新たに指定を行い、指定を受けた高校において、平成31年度から3年間、研究を実施し、その成果を広く普及していく。

(3) 指定校(予定)一覧

地域 指定	横浜北東・ 川崎地域	横浜南西地域	横須賀三浦・ 湘南地域	中・県西地域	県央・相模原 地域
教育課程 研究開発校	新科目 「公共」	城郷 新城	瀬谷西	<u>深沢</u>	<u>小田原東</u>
	新たな 学習評価	鶴見	光陵	茅ヶ崎北陵	大磯
	総合的な 探究の時間	<u>市ヶ尾</u> 川崎*	舞岡* 横浜清陵	<u>横須賀明光*</u> 藤沢西	<u>秦野総合</u> 山北*
授業力向上推進重 点校	港北	松陽	七里ガ浜 藤沢清流	伊勢原	麻溝台
I C T 利活用授業 研究推進校	生田	横浜旭陵	横須賀大津	秦野	上鶴間 城山
プログラミング教 育研究推進校	住吉	<u>横浜栄</u>	茅ヶ崎西浜	西湘	相模原総合
確かな学力育成推 進校	菅	永谷	寒川	平塚湘風	津久井
理数教育推進校	多摩	<u>横浜緑ヶ丘</u>	<u>鎌倉</u>	平塚江南 <u>小田原</u>	相模原
グローバル教育研 究推進校	神奈川総合 川和	横浜平沼	<u>鶴嶺</u>	<u>伊志田</u>	大和西

○太字は、新たに指定を受けた高校

○下線の引かれている高校は、I期計画策定当初に指定された高校から変更になった高校

○〔 〕は、I期計画の一部改定に伴う指定校

※「総合的な探究の時間」においてSDGsをテーマとした展開に係る研究を実施

3 県立高校改革実施計画(Ⅱ期)(案)について

(1) 県立高校改革実施計画(Ⅱ期)(案)について

I期計画に引き続く4年間(平成32年度～平成35年度)に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校等を明示した県立高校改革実施計画(Ⅱ期)(以下「Ⅱ期計画」という。)(案)を策定した。

(2) Ⅱ期計画(案)の概要

ア 質の高い教育の充実

重点目標1 「すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」

Ⅱ期計画(案)の主な取組み

- 「高校生のための学びの基礎診断」の活用
- 教育課程研究開発校の指定(追加)
「『総合的な探究の時間』に係る研究」
 - ①全般的な研究
 - ②SDGsをテーマとした展開に係る研究
- 英語資格・検定試験の活用
- プログラミング教育研究推進校の指定
- 逆さま歴史教育にかかる研究校の取組成果の全校普及

重点目標2 「生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」

Ⅱ期計画(案)の主な取組み

- 理数教育推進校の指定
- グローバル教育研究推進校の指定
- 外国につながりのある生徒への教育機会の提供と学習支援
 - ・在県外国人等特別募集の検証・改善

重点目標 3 「共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」

II 期計画(案)の主な取組み

- 教育相談コーディネーター養成の拡充
- インクルーシブ教育実践推進校の拡大
- 通級指導導入校の指定（追加）
 - ・他校通級指導の実施

イ 学校経営力の向上

重点目標 4 「学校の教育目標の着実な達成をめざす学校経営に取り組みます」

II 期計画(案)の主な取組み

- 地域協働・地方創生による学校づくり活動支援事業の積極的な活用
- 活力ある魅力にあふれた県立高校の情報発信
- 研修効果を測れる、柔軟で効果的な研修体系の構築

重点目標 5 「地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」

II 期計画(案)の主な取組み

- 神奈川らしいコミュニティ・スクールの推進
 - ・学校運営協議会に基づく、地域協働による学校運営を全校で推進

重点目標 6 「生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます」

II 期計画(案)の主な取組み

- I C T 環境整備
 - ・高度情報化社会を生きる生徒が日常的に I C T を活用できる環境を整備
- 耐震化・老朽化対策の推進、トイレ環境の改善

ウ 再編・統合等の取組み

重点目標 7 「少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます」

II期計画(案)の主な取組み

- 学校規模の適正化
- 専門学科の改編
- 再編・統合

4 今後の予定

平成30年10月 I期計画の改定(案)及びII期計画(案)を教育委員会に付議

I期計画の改定及びII期計画の公表

平成31年4月 I期計画における指定校の指定

II 障害者雇用促進法に基づく障がい者雇用状況の報告誤りについて

1 報告誤りの概要

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）は、障がい者の職業の安定を図ることを目的として、法定雇用率を設定し、事業主に対して障がい者の雇用義務を課しており、この雇用義務の達成状況について、毎年6月1日現在の数値を国（厚生労働省）に報告しなければならないこととなっている。

教育委員会では、国に報告した平成29年6月1日現在の障がい者数は409名であったが、このうち132名については、厚生労働省の定める「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に則った確認をしていなかったことが判明した。

2 障がい者雇用率の状況

国に報告していた教育委員会の障がい者雇用率は2.28%であったが、誤って報告した132名を除いた雇用率は1.66%となる。（法定雇用率2.20%）

3 制度の対象となる障がい者の範囲

身体障がい者については、身体障がい者手帳又は所定の診断書・意見書、知的障がい者については、療育手帳又は児童相談所等による判定書、精神障がい者については、精神障がい者保健福祉手帳により確認したもの。

4 ガイドラインにおける確認方法

障がい者雇用率に算入する対象は、「障がい者を対象とした特別選考で採用した職員」、「一般試験で採用後に障がいが判明した職員」、「採用後に障がいを負った職員」となっている。

「障がい者を対象とした特別選考で採用した職員」については、障がい者手帳等の交付を受けていることが採用要件となっているため、障がい者雇用率に算入できる。

一方、「一般試験で採用後に障がいが判明した職員」又は「採用後に障がいを負った職員」については、障がい者である職員本人が、職場における雇用支援を求めて、自発的に情報を提供した場合などに、その情報を基に障がい者手帳等の有無を照会することができ、その結果、障がい者手帳等を有していれば障がい者雇用率に算入できる。

5 報告誤りの原因

今回、誤って報告した132名については、いずれも「一般試験で採用後に障がいが判明した職員」又は「採用後に障がいを負った職員」であるが、障がい者手帳等を確認しておらず、本人の身体状況等のみで判断し算入していたものであり、ガイドラインに則った確認をしていなかった。

6 適正な報告に向けた取組

(1) 「障がい者雇用検討会」の設置

不適切な事務処理の原因を究明し、再発防止策や障がい者雇用の促進策を検討するため、各任命権者の人事事務所管課で構成する「障がい者雇用検討会」を立ち上げ、平成30年9月6日に第1回目の検討会を開催した。

(2) 第三者による検証組織

今後、学識経験者や弁護士による検証組織を立ち上げ、「障がい者雇用検討会」において検討した再発防止策などについて、専門的な見地から助言・指導をいただくとともに、障がい者雇用率制度のあり方を検討していただく。

(3) 報告数値の妥当性の確認

平成31年6月時点の障がい者雇用率の国への報告にあたっては、報告数値の妥当性について、第三者による確認を受ける仕組みを構築していく。

III 持続可能な開発目標(SDGs)の推進に向けた県の取組方針の策定について

1 策定の趣旨

本県は、これまで「いのち輝くマグネット神奈川」を掲げ、様々な施策を連関させ、将来に向けて持続可能な形を維持するため、総合的に施策を開拓してきたが、それは、SDGsの理念と軌を一にするものであることから、本県としても、SDGsにしっかりと取り組むこととしている。

こうした本県の先進的な取組みが評価され、今年6月には、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にも選定された。

そこで、本県としてSDGsの関連施策の展開例、役割及び推進するための取組みなどを示すことで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダーと一体となってSDGsを推進することを目的に、取組方針を策定する。

2 取組方針の概要<「参考資料1」参照>

(1) 名称

「(仮称)かながわSDGs取組方針」

(2) 内容

ア SDGsの視点

- ・ 世界共通の目標（17ゴール、169ターゲット）
- ・ 「経済・社会・環境」の三側面
- ・ 2030年からのバックキャスティング※

※ 将来の目標から振り返って、現在すべきことを考える方法。

イ SDGs推進に向けた施策の展開例

県がSDGsにつながるテーマを設定し、具体的なアクションに先行的に取り組むことで、SDGsを「見える化」し、市町村・企業・県民等と理念・目標を共有し、SDGsにつながる行動を促す。

- (ア)マイクロ・プラスチック問題への取組み
- (イ)地域コミュニティ機能の再生・強化
- (ウ)健康長寿に向けた未病改善
- (エ)ともに生きる社会づくり
- (オ)エネルギーの地産地消

ウ SDGs 推進に向けて直面する課題

SDGs の国民の認知度は低いが共感度は比較的高いため、まずは、県民をはじめ、行政、企業、大学及びNPOなど、すべてのステークホルダーの SDGs の認知度を高める必要があり、SDGs の機運醸成を図ることが当面の課題となっている。

エ 本県が担う役割

「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を加速するため、SDGs 未来都市として本県は次の役割を担う。

- ・ 旗振り～理念・意義・必要性の明示～
- ・ 率先～県自らの推進～
- ・ 後押し～市町村、企業、大学、NPO、県民等を後押し～

オ SDGs 推進に向けた県の取組み

2020年までの当面3年間を「重点取組期間」と位置付け、市町村や企業等と連携し、次の事業に重点的に取り組み、その結果を国内外に発信する。

(ア) 情報発信・普及啓発

- ・ フォーラムの開催
- ・ 先導的に取り組む企業の認証
- ・ 先行的な取組事例の発信 など

(イ) 県自らの率先した取組み<「参考資料2」参照>

- ・ 県主要施策等とSDGs の17目標等との関連を調査(施策調査)
- ・ 県の施策同士を掛け合わせる「施策のクロス展開」の実施

(ウ) 「後押し」する仕組みづくり

- ・ SDGs の推進に向けた異業種間交流やマッチング等の実施
- ・ 神奈川をフィールドとする社会実証の促進
- ・ 「SDGs 社会的インパクト評価システム」の構築

3 今後の予定

平成30年10月 取組方針(案)について県民意見募集を実施

年内 取組方針策定、公表

IV 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2017年度評価報告書（案）」について

1 趣旨

平成28年3月に策定し、平成29年3月及び平成30年3月にKPI（重要業績評価指標）の追加や目標値の見直し等により、一部改訂を行った「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に示した施策の進捗状況について、成果や課題を分析し、必要な改善や見直しを図っていくため、平成29年度の取組みについて評価を行った。

2 経過

- ・ 平成28年1月27日開催の神奈川県地方創生推進会議で、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進行管理について議論し、これに基づき、平成28年11月に「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2015年度評価報告書」、平成29年11月に「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2016年度評価報告書」をとりまとめた。
- ・ 神奈川県地方創生推進会議の下に設置した総合戦略推進評価部会を平成30年8月2日及び7日に開催し、平成29年度の評価結果について整理した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017年度評価報告書（案）」について議論した。

3 特徴

- ・ 県の事業部局が、基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、主な取組みの進捗状況や成果をもとに、各事業のKPI（重要業績評価指標）の達成状況も考慮した、総合的な一次評価を行う。
- ・ 一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議が第三者の立場から基本目標ごとに二次評価を行う。
- ・ 県民に分かりやすく示すため、「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4つの区分により評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や改善を図るべき事項について整理する。

4 基本目標の評価結果（部会による二次評価（案））

- ・ 4つの基本目標のうち、1つは「順調」、その他3つはいずれも「概ね順調」であり、5年計画の折り返しである3年目の取組みは全体として、概ね順調に進捗していると評価する。

- ・しかし、県の一次評価を昨年度と比較すると、昨年度に「概ね順調」とされていた小柱のうち、5つの小柱が「順調」となった一方、4つの小柱が「やや遅れ」と評価を落としていることなどから、その進捗は一進一退であり、これまでの取組みについて検証の上、より効果的に総合戦略を進めていく必要がある。
- ・なお、基本目標ごとに対応が求められる課題等を指摘したので、今後、これらの課題等に留意し、さらに総合戦略の取組みを進める必要がある。
- ・基本目標ごとの部会による二次評価（案）は「評価結果一覧」のとおり。

5 今後の予定

平成30年11月 神奈川県地方創生推進会議で議論し、二次評価を確定
評価報告書公表

評価結果一覧 <「参考資料」参照>

基本目標 1 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1)未病産業	① 未病産業の創出・育成	順調に進んでいます
(2)ロボット産業	① ロボット関連産業の創出・育成	
(3)エネルギー産業	① エネルギー産業の振興	
(4)観光産業	① 観光産業の振興	
(5)産業創出・育成	① 成長産業の創出・育成	
	② 産業集積の促進	
	③ 県内産業の成長促進	
(6)就業の促進	① 就業の促進	

基本目標 2 神奈川への新しいひとの流れをつくる

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1)神奈川ライフの展開	① 神奈川ライフの展開による移住・定住の促進	概ね順調に進んでいます
(2)神奈川モデルのショーケース化	① ヘルスケア・ニューフロンティアの発信	
	② エネルギー自立型の住宅・ビル・街の形成をめざす神奈川の発信	
	③ ロボットと共生する神奈川の発信	
(3)観光プロモーションの推進	① 外国人観光客の誘致促進	
	② 国内観光客の誘致促進	
(4)地域資源を活用した魅力づくり	① 県西地域活性化プロジェクトの推進	
	② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進	
	③ かながわシープロジェクトの推進	
	④ マグカルの推進	
	⑤ 地域のマグネットとなる魅力づくり	

基本目標 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1)結婚から育児までの切れ目ない支援	① 若い世代の経済的基盤の安定、社会的自立に向けた支援	<p>概ね順調に進んでいます</p> <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療について、男性の不妊も含めた啓発活動など、取組みを進めていく必要があります。 事業所における女性管理職の割合の増加に向け、海外企業の取組事例などの分析や、登用の決定権を持つ企業幹部を対象にしたセミナーを開催するなど、より効果的な取組みを進める必要があります。 ワーク・ライフ・バランスについて、経済面から見ても取り組む価値があるということが分かるよう示した上で取組みを進めていく必要があります。 男性の育児休業について、その取得率だけではなく、実際に何日休んだのかなどを把握・分析した上で、効果的な取組みを進める必要があります。
	② 結婚の希望をかなえる環境づくり	
	③ 妊娠・出産を支える社会環境の整備	
	④ 子育てを応援する社会の実現	
(2)男女共同参画の推進	① 女性の活躍支援と男女共同参画の推進	
(3)働き方の改革	① 多様な働き方ができる環境づくり	

基本目標 4 活力と魅力あふれるまちづくりを進める

中柱	小柱	部会による二次評価(案)
(1)健康長寿のまちづくり	① 未病を改善する環境づくり	
	② 高齢になっても活躍できる社会づくり	
(2)持続可能な魅力あるまちづくり	① 人口減少社会に対応したまちづくりの推進	<p>概ね順調に進んでいます</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家対策については、市町村の「空家等対策計画」の策定に向けた支援などにより、適正管理や利活用について、引き続き進めていく必要があります。 鉄道の延伸や幹線道路の整備はもちろん、道路と鉄道の立体交差化など交通のボトルネックの解消にも、引き続き取り組んでいく必要があります。
	② 個性豊かなまちづくりの推進	
	③ 安全で安心なまちづくりの推進	
(3)交通ネットワークの充実	① 交流と連携を支える道路網の整備・活用と鉄道網の整備など	

V 県立学校のコンクリートブロック塀の点検等について

1 県立学校におけるコンクリートブロック塀の状況調査結果への対応

(1) 経過

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという事故が発生した。

そこで、県教育委員会では、全県立学校172校を対象にコンクリートブロック塀の状況調査・点検を実施した。

(2) 結果

地震等で直ちに倒壊の恐れのあるものはなかったが、現行法令に適合しないなど安全上問題があると見込まれ、「対応の必要がある」ものが42箇所（14校）判明した。

区分	調査 対象校数	コンクリートブロック 塀があった学校数等		左記のうち「対応の必要あり」と考えられる学校数等	
		学校数	箇所数	学校数	箇所数
高等学校	142校	14校	41箇所	13校	35箇所
中等教育学校	2校	一校	一箇所	一校	一箇所
特別支援学校	28校	1校	7箇所	1校	7箇所
合計	172校	15校	48箇所	14校	42箇所

(3) 今後の対応

対応の必要がある42箇所（14校）のコンクリートブロック塀について、児童・生徒等の安全を早急に確保するため、今年度中にフェンスへの建替え等を行う。

2 コンクリートブロック塀状況調査結果と建築基準法に基づく点検結果との齟齬

(1) 経緯等

ア 経緯

県立学校については、建築基準法第12条に基づき劣化状況の点検（以下「12条点検」という。）が義務付けられており、県教育委員会では、委託業者により実施している。

しかし、今回、県教育委員会技術職員の調査結果において「対応の必要がある」とした42箇所のうち36箇所については、12条点検において委託業者から「対応が必要」との報告がなく、齟齬が生じていることが判明した。

そのため、齟齬のあった委託業者5者に対しヒアリングを行った。

イ 点検内容

建築基準法では、コンクリートブロック塀の調査項目として、「耐震対策の状況」（高さ、厚さ、控壁等の状況）と「劣化及び損傷の状況」が定められているが、県の建築物については、「劣化及び損傷の状況」の項目のみ点検が義務付けられている。

(2) 委託業者へのヒアリング結果

ア 耐震対策の状況（高さ、厚さ、控壁等の状況）

- ・ 「劣化及び損傷の状況」の点検に重点を置いていた。
- ・ 「耐震対策の状況」は、安全の確認の観点から「劣化及び損傷の状況」に密接にかかわるため、併せて実施した。しかし、時間的な制約もある中で十分に実施できないことがあった。その際は、点検記録表に斜線を引くなどすべきであったが、県の建築物は適法であるという認識があったため「指摘なし」として報告した。

イ 劣化及び損傷の状況

- ・ 劣化及び損傷が『著しい』ものを報告することとなっているため、倒壊のレベルと判断しなかったものは指摘しなかった。

(3) 離隔の原因

ア 耐震対策の状況（高さ、厚さ、控壁等の状況）

- ・ 調査対象が県の建築物であることから、委託業者に適法であるという意識があった。
- ・ 安全の確認の観点から、「劣化及び損傷の状況」に併せ行っていたため、著しく耐震性に支障がないと思われるものは、詳細な点検は行わず報告していた。

イ 劣化及び損傷の状況

- ・ 「劣化及び損傷の状況」の基準（『著しい』の程度）が明確でなかったため、県教育委員会技術職員と委託業者との間で見解の相違があり、調査結果に違いが生じていた。

(4) 今後の対応

ア 再発防止策

- ・ 「耐震対策の状況」について、実施しない場合は、点検記録表に斜線を引くとするなど調査報告の記載の仕方を明示する。
- ・ 「劣化及び損傷の状況」について、県と委託業者との間で見解の相違が生じないよう『著しい』の基準を明確にする。
- ・ 報告書の提出時には、書類の確認に併せ、抽出し現場確認を行う。

イ その他

- ・ 委託業者に対し、適正に点検を行うよう指導を徹底する。
- ・ 「耐震対策の状況」を点検項目として位置付けることを検討する。

※ 「劣化及び損傷の状況」に関する離隔は、『著しい』の見解の相違によるものであることから責任は問えない。

※ 「耐震対策の状況」に関する離隔については、損害賠償請求を検討したが、離隔を原因とする具体的な損害が生じていないため請求できない。

3 県内の市町村立学校におけるコンクリートブロック塀の状況

(1) 6月の大坂府北部を震源とする地震直後の緊急点検の継続調査

6月に各市町村が緊急点検を行った状況について調査（以下「緊急点検」という。）を行ったが、その後の進捗状況及び点検実施者等について確認するため継続調査を行った。

ア 調査結果（平成30年8月31日現在）

(ア) 実施状況

区分	市町村数	学校数
調査実施済み(全校)	33市町村	1,339校

(イ) 上記(ア)のコンクリートブロック塀の設置状況

区分	市町村数	学校数	箇所数
コンクリートブロック塀が設置されている市町村数等	21市町	320校	—
うちコンクリートブロック塀で危険箇所がある市町村数等	16市町	127校	218箇所

(ウ) 上記(イ)で危険箇所があるコンクリートブロック塀への対応状況

区分	市町村数	学校数	箇所数
対応を予定	14市町	124校	215箇所
対応方法を検討中※	3市町	3校	3箇所

※区分で重複している1市あり

(エ) コンクリートブロック塀の点検実施者

点検実施者	市町村数
a:建築職の職員	8市町
b:教員、事務職員、技術職員（建築職以外の職員）	9市町村
c:a及びb	16市町

(オ)コンクリートブロック塀の点検内容

点検内容	市町村数
外観目視による点検	27市町村
外観目視による点検及び既存資料による点検	6市町

(2)緊急点検と12条点検に基づく点検結果との齟齬

県立学校において、6月に実施した緊急点検と12条点検の結果に齟齬があることが判明したため、市町村立学校の状況について調査を行った。

なお、建築基準法の規定では、建築主事を置く市と建築主事を置かない市町村により、12条点検の扱いが異なっている。

ア 12条点検の義務がある学校【建築主事を置く市が設置した学校】

- ・ 国や都道府県、建築主事を置く市町村の建築物については、損傷、腐食、その他の劣化状況の点検が義務付けられている。

イ 12条点検の義務がない学校【建築主事を置かない市町村が設置した学校】

- ・ 建築主事を置く市と建築主事を置かない市町村においても、建築基準法第8条第1項の規定により、常時適法な状態に維持するように努めることが義務付けられている。

そのため、12条点検の義務がない学校についても、文部科学省通知文科施第375号「学校施設の維持管理の徹底について」において、国土交通省告示第282号を参考とした点検を定期的に実施するよう通知がされている。（以下「通常点検」という。）

ウ 12条点検の義務がある学校（12市）

(ア) 点検状況

区分	市町村数
12条点検を行っている	11市
うち点検実施者が市職員（建築職）	2市
うち点検実施者が委託事業者	9市
コンクリートブロック塀が存在しない	1市

(イ) 緊急点検結果と12条点検結果との齟齬の有無

a 齒齶の状況

区分	市町村数	件数
齟齬あり	3市	13件
うち点検実施者が市職員（建築職）	1市	6件
うち点検実施者が委託事業者	2市	7件
齟齬なし	6市	—
点検実施者が委託事業者	6市	—
今後の対応を検討中	2市	—

b 齒齶の内容及びその対応

内 容	対 応
控壁の間隔が法令を満たしていないことが判明	撤去対応（準備中も含む）
ひび割れがあることが判明	

エ 12条点検の義務がない学校（21市町村）

(ア) 点検状況

区分	市町村数
通常点検を行っている	18市町村
うち点検実施者が市町職員（建築職）	4市町
うち点検実施者が市町村職員（教員、事務職員、技術職員（建築職以外の職員））	13市町村
うち点検実施者が委託事業者	1市
コンクリートブロック塀が存在しない	1町
通常点検を行っていない	2町

(イ) 緊急点検結果と通常点検結果との齟齬の有無

a 齒齶の状況

区分	市町村数	件数
齟齬あり	2市町	4件
齟齬なし	15市町村	—
今後の対応を検討中	1市	—

b 齒齶の内容及びその対応

内容	対応
緊急調査において、コンクリートブロック塀の高さ及び控壁が基準を満たしていないことが判明	撤去対応（準備中も含む）

(3) 今後の対応

コンクリートブロック塀の安全確認を引き続き市町村に促していくとともに、その撤去への支援制度等にかかる国の動きに対応して、適宜、必要な情報提供を行っていく。

(参考) 建築基準法に基づく定期点検等について

○建築基準法第12条による定期点検等の概要

- ・ 建築基準法第12条では、不特定多数が利用する用途の建築物や一定規模を有する建築物等の所有者等に定期的に一級建築士等による建築物の調査や点検等が義務付けられている。
- ・ 民間等の建築物については、調査とその結果を特定行政庁に報告することが義務付けられている。(第12条第1項)
- ・ また、国や都道府県、建築主事を置く市町村の建築物については、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検が義務付けられている。(特定行政庁への報告は求められていない。)(第12条第2項)
- ・ 調査項目やその調査方法、判定基準は、国土交通省の告示(第282号)で定められており、調査も点検も同様の基準で実施されている。

○国土交通省告示第282号の概要(コンクリートブロック塀)

- ・ 定期調査等は、下表(い)欄に掲げる項目に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとなっている。

ただし、国、都道府県、建築主事を置く市町村が行う点検においては、調査項目のうち損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限ることとしている。

(表)

一敷地及び地盤		(い)調査項目		(ろ)調査方法		(は)判定基準	
		(六)	塀	耐震対策の状況		設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	
				劣化及び損傷の状況		目視、下げ振り等により確認する。	
※ 当該条文はコンクリートブロック塀の高さ、幅、厚さ、控壁の寸法等についての基準を示している。							

○点検様式1-2 点検記録表(コンクリートブロック塀の例)

番号	点検項目	点検結果		備考
		指摘なし	要是正既存不適格	
1 敷地及び地盤				
(6)	塀等	耐震対策の状況	○	
(7)		劣化及び損傷の状況	○	

※ 該当箇所に○を記入し、対象外の項目には抹消線を引くこととしている。

VI 県体育協会加盟競技団体業務に係る県立高等学校教員の無届従事について

平成29年7月に判明した神奈川県レスリング協会の不適正経理処理を契機に、スポーツ局及び公益財団法人神奈川県体育協会（以下「県体協」という。）は、他の競技団体に対して、謝金の支払い状況等について調査を実施した。

この調査の中で、競技団体から講師等の依頼を受け、謝金を受け取った県立高等学校教員（以下「教員」という。）が相当数いたことが判明したため、スポーツ局から県教育委員会に調査の依頼があり、平成28年度を対象に調査を行った。

引き続き、服務関係の書類が保存されている平成26、27年度及び29年度分を対象に調査を行ったので、4年間の結果について報告する。

1 調査の結果

平成26年度から29年度の4年間に、競技団体で講師等を務め謝金を受領した教員125人（競技団体21団体、延べ1,566件）について、調査を実施した結果は次のとおりであった。

(1) 内容

- 125人のうち88人は、本来であれば教育公務員特例法にもとづく兼業・兼職の手続き（＊）を行うべきところ、手続きをせずに謝金を受領していた。
 - ア 公務外に謝金を受領したもの：42人
 - イ 公務中に謝金を受領したもの：46人
- ※謝金の受領金額は1日当たり1,000円から5,000円
- 残りの37人は旅費相当額であり服務上の問題はなかった。

県体協加盟競技団体業務に係る謝金受領内容 (単位：件、人)

区分 年度	延べ件数	実人数	内訳					
			兼業・兼職の手続きせずに謝金を受領				旅費相当額を受領	
			公務外		公務中		延べ件数	実人数
26	425	75	174	33	62	23	189	19
27	470	67	168	20	98	25	204	22
28	397	67	143	24	114	25	140	18
29	274	52	153	23	56	14	65	15
合計	1,566	※ 125	638	※ 42	330	※ 46	598	※ 37

※は4年間を通しての実人数

*兼業・兼職手続き：教員は任命権者（県教育委員会）の承認がなければ、公務以外の教育に関する業務に、報酬を受けて従事できない。従事する場合は、校長を経由し、任命権者へ事前に申請し承認を得ることが必要。

教育公務員特例法 第17条第1項

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

(2) 原因

ア 教員が兼業・兼職手続きについて正しく認識していなかつた

- ・ 公務外（勤務時間外）であったため、手続きせずに入領して良いと考えていた。
- ・ 県体協又は競技団体の規定の範囲内（5,000円）であれば、謝金を受領して良いと競技団体の関係者から聞いていた。

イ 公務と県体協業務との区分が不明確だった

- ・ 休日の大会等に自校の生徒を引率したが、競技団体の業務も行ったため、公務中と認識せず、謝金を受領した。

2 再発防止策

再発防止策について、県教育委員会として次のとおり対応した。

- ・ 県立学校長会議において、競技団体からの協力依頼に係る服務の取扱いと兼業・兼職の申請手続きについて具体例を示した通知により周知を行い、兼業・兼職手続きについて改めて教員への指導の徹底を図った。
- ・ 県体協に対し、
(ア) 競技団体へ教員の服務取扱について周知すること、
(イ) 教員に講師等を依頼する際に競技団体が校長に協力依頼を出すこと、
を要請した。

県体協は競技団体に対して要請内容の周知を行った。

3 今後の対応

- ・ 教員に対し、引き続き兼業・兼職手続きについて指導を徹底していく。

- ・ 公務中に受領した謝金については競技団体へ返還させる（46人、延べ330件、1,169,000円）。
- ・ 関係教員に厳正に対応していく。

VII 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の事業概要について

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会 平成30年度事業概要報告書

1 設立及びその目的

- (1) 設立の根拠 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(2) 設立年月日 昭和59年3月28日
(3) 設立の目的 神奈川県内の市町村立小学校、中学校、特別支援学校等の教職員その他の教育関係者（以下「市町村立の小中学校等の教職員等」という。）の福祉の増進を図るほか、県民の教育文化、スポーツ活動等を支援し、もって神奈川県における教育文化の振興に寄与することを目的とする。
上記の目的を達成するために次の事業を行う。（1）市町村立の小中学校等の教職員等の相互扶助及び福利厚生の増進（2）県民の教育、文化、スポーツ活動等の振興（3）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 所在地

横浜市中区日本大通33

3 出資金

- (1) 設立当時 5,000万円
出資者 神奈川県
- (2) 平成30年3月末日現在 2億円
出資者 [神奈川県 5,000万円
民間 1億5,000万円]

4 平成30年度事業計画及び予算等に関する書類

別添資料のとおり

5 平成29年度事業報告及び財務諸表

別添資料のとおり

6 役員（平成30年9月1日現在）

理事長 鈴木教之
理事 大乗好信 加藤弘行 木村徳泰
監事 御園生英人 大関美樹

VIII インクルーシブ教育の推進の取組について

1 義務教育段階の取組

(1) 小・中学校における「みんなの教室」モデル事業

ア 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができる仕組み。

イ ねらい

- 通常の学級に在籍する支援の必要な子どもが、必要な時に適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- 特別支援学級に在籍する子どもが、これまで以上に通常の学級で学ぶ機会を増やす。
- 子どもたちがかかわり合う機会を増やし、相互に理解し合いながら、集団に適応する力を一層育む。

(2) 取組の内容

ア 平成27年度モデル校

中学校1校でモデル事業に取り組んだ。（茅ヶ崎市立第一中）

イ 平成28～30年度モデル校

小学校4校、中学校3校でモデル事業に取り組んでいる。

（小学校：寒川町立南小、厚木市立毛利台小、南足柄市立福沢小・向田小）

（中学校：茅ヶ崎市立第一中、厚木市立玉川中、南足柄市立足柄台中）

ウ これまでの取組の成果

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有・支援策の検討などが組織的に行われており、子どもへの指導・支援に関する教職員間の共通理解が図られた。
- 交流及び共同学習など、共に学び共に育つ取組が日常的に行われており、子ども同士の自然なかかわり合いや学び合いが生まれ、子どもの中に「みんなが学級の仲間」という意識が浸透してきた。
- 多様な子どもが共に学ぶ機会が増えたことから、学習の内容・方法・環境の工夫改善等、誰にでもわかりやすい授業づくりが取り組まれた結果、わかる喜びや達成感を味わい、自信をついている子どもの姿がみられた。

(3) 全県への普及

ア 「インクルーシブ教育推進運営協議会」等の開催

各モデル校の取組の成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行っている。

イ 各種会議・研修会での周知

全県指導主事会議、小・中学校教職員対象の教育研究会等で、モデル校の研究成果等に係る情報提供及び協議等を行っている。

ウ 市町村教育委員会への働きかけ

33市町村を訪問し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組の促進を図っている。

エ 「みんなの教室」モデル事業報告会の開催

モデル事業の取組により整理できてきたインクルーシブ教育の推進に向けて大切にしたいポイント等を県内の教職員等に伝え、今後の取組につなげていくため、モデル事業に取り組んだ市町の指導主事や教職員による報告会を開催する。

2 高等学校段階の取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、次のことに取り組んだ。

ア 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

イ 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

（パイロット校：茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校）

ウ 平成30年10月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定する。

(2) 中学校と連携した取組

各パイロット校と連携中学校とで「連携型中高一貫教育」を実施している。

ア 入学者選抜

〈平成29年度及び平成30年度〉

「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。知的障がいのある生徒を1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学

した。

〈平成31年度〉

足柄高校では、連携する中学校の数が少なく、志願者が増えにくいという状況があり、現在南足柄市と足柄上郡を対象に行っている連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした特別募集を実施する。

イ 連携カリキュラム

各パイロット校と連携中学校のすべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動を、毎年、各学校において実施している。

ウ 中高連携事業

志願対象となる中学生が、パイロット校について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、授業見学会や学校説明会を継続的に実施している。

(3) 各パイロット校における校内体制の整備等

ア 生徒支援体制の整備

〈指導体制〉

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、小集団指導、個別対応指導等が可能となる体制の整備を行い、一人ひとりの状況に応じた指導に取り組んでいる。

〈キャリア教育〉

生徒が進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようにするための指導体制の整備を行い、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導に取り組んでいる。

イ 施設・設備の整備

〈リソースルーム等の整備〉

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する充実した支援に取り組んでいる。

(4) すべての県立高校におけるインクルーシブ教育の推進

共生社会の実現に向け、すべての県立高校におけるインクルーシブ教育を推進するため、平成28年度より「高等学校におけるインクルーシブ教育の推進に係る会議」を年1回開催し、神奈川のインクルーシブ教育の推進について理解を深め、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）における取組や他の県立高校における支援体制等の工夫した取組について共有できるようにしている。

3 インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

(1) インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

ア 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

イ 実施状況

	テーマ	対象地域	開催回数	参加者数	開催地
平成26年度	共生社会の実現をめざして ～インクルーシブな学校づくりに向けて～	理解啓発を目的とする全県対象	4回	690名	平塚市 藤沢市 横浜市 海老名市
平成27年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～地域で育つ子ども・ 地域で生きる子ども～	理解啓発を目的とする全県対象	3回	727名	横浜市 (2回) 海老名市
平成28年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～子どもを支える地域のネットワークづくり～	理解啓発を目的とする全県対象	1回	1008名	相模原市
		「みんなの教室」モデル事業及びインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の各取組地域における開催	3回		茅ヶ崎市 南足柄市 厚木市
平成29年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなで描く わたしたちの学校～	理解啓発を目的とする全県対象 (過去未開催の地域)	4回	850名	小田原市 横須賀市 伊勢原市 大和市
平成30年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなでつくる 「わたしたちの学校」～	理解啓発を目的とする全県対象	2回	637名	海老名市 川崎市

ウ 平成26～30年度の成果

- ・ 5年間の継続的な実施により、ほぼ県全域で開催できた。
- ・ 平成30年度は、インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）と「みんなの教室」モデル事業の取組について実践報告を行ったことで、県のインクルーシブ教育の取組についての具体的な理解につながっている。
- ・ 参加者のうち県民の占める割合が増えており、インクルーシブ教育についての一定の理解が進み、学校教育の取組だけではなく、自分が学校や地域で何ができるかを考える機会につながっている。

- 特に、パネルディスカッションにおいては、回数を重ねるにしたがって、会場参加者から、自分たちの地域でインクルーシブ教育を進めていく上での具体的な課題等についての意見が出されるようになった。

(2) リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

ア 目的等

- 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- 平成27年度、県内すべての幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

イ 特徴

- インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた対話型形式のリーフレットとした。

ウ 活用に向けた取組

〈教員対象の活用研修〉

県内の公立小中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

〈児童・生徒対象の研修会〉

児童・生徒向けのインクルーシブ教育に関する研修を開催している。

〈インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用〉

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

〈点字版等の作成〉

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、ホームページに掲載している。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

1 世界及び国内の動向

(1) 世界の動向

ア 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

イ 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが規定された。

(2) 国内の動向

ア 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならぬことが規定された。

イ 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）

共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。

ウ 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）

特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。

エ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行（平成28年）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

2 本県の動向

(1) これまでの本県の教育

ア 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）

地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。

イ 支援教育（平成14年「これからの支援教育の在り方について（報告）」）

すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。

ウ 共に育ちあう教育（平成19年「かながわ教育ビジョン」策定）

子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルージョン教育を推進してきた。

(2) インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。

IX 平成 32 年度再編・統合対象校の設置基本計画案について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、平成 28 年 1 月に中長期（概ね 15 年間）を展望し、教育内容、学校経営、高校の再編・統合等にかかる 12 年間の実施計画（全体）及び、最初の 4 年間の取組みや対象校名を明示した実施計画（Ⅰ期）を策定した。

この実施計画（Ⅰ期）に基づき、平成 32 年度に再編・統合を行う対象校について、平成 30 年 9 月に対象校ごとの設置基本計画案を作成した。

(2) 平成 32 年度再編・統合対象校の設置基本計画案について

再編・統合の目的、考え方、教育内容等の基本を定めた「設置基本計画案」を作成し、その後、さらに検討を重ね設置計画を策定していく。

ア 主な内容

- ・ 再編・統合の実施年度
- ・ 設置形態（新校の課程・学科等）
- ・ 設置の目的（再編・統合の目的）
- ・ 基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- ・ 教育課程等（特徴的な教育内容）

2 平成 32 年度再編・統合対象校の設置基本計画案の概要

(1) 対象校

再編・統合の内容	対象校
横浜南西地域における再編・統合	氷取沢高校・磯子高校（学年制による全日制の普通科を設置）
横須賀三浦・湘南地域における再編・統合	横須賀明光高校・大楠高校（学年制による全日制の普通科クリエイティブスクールと福祉に関する学科を設置）
中・県西地域における再編・統合	平塚農業高校（全日制）・平塚商業高校（全日制）（学年制による全日制の農業に関する学科と商業に関する学科を設置）
中・県西地域における再編・統合	高浜高校・平塚商業高校（定時制）（学年制による全日制の普通科と単位制による定時制の普通科を設置）

※県央・相模原地域における再編・統合(弥栄高校・相模原青陵高校)の設置計画は、平成 29 年度の学科改編に際し、平成 28 年 10 月に策定済み

3 今後の予定

- | | |
|-------------|--|
| 平成 31 年 2 月 | 設置計画(案)を文教常任委員会に報告 |
| 3 月 | 設置計画(案)を教育委員会会議に付議 |
| 9 月 | 平成 32 年度再編・統合に伴う設置条例の改正を
県議会第 3 回定例会に提案 |
| 10 月 | 平成 32 年度再編・統合に伴う設置規則の改正を
教育委員会会議に付議 |
| 11 月 | 新校の設置 |
| 平成 32 年 4 月 | 平成 32 年度再編・統合による新しい学校として
教育活動を開始 |

X 神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例素案について

1 趣旨

近年、全国的に文化財に対する損壊事案が発生し、本県においても、平成 28 年度に県指定天然記念物の一部が故意に伐採される事案が発生するなど、文化財の損壊等の防止が課題となっている。

こうした中、平成 30 年 6 月 1 日付けで、文化財保護法の一部が改正され、国指定重要文化財等の損壊等に係る罰金の上限額が、30 万円以下から 100 万円以下に引き上げられたこと等から、本県においても、県指定重要文化財等に係る同様な行為の防止等を図るため、罰則の見直し等を行う。

2 概要

県指定重要文化財等の損壊等に係る罰金刑を、文化財保護法と同様に、所有者以外と所有者の区分を新たに設けた上で、次表のとおり引き上げるなど、所要の改正を行う。

(現 行)

行為	罰金
県指定重要文化財の損壊・毀棄・隠匿	5 万円以下
県指定史跡名勝天然記念物の滅失・毀損・衰亡	5 万円以下
無許可の現状変更等	3 万円以下

(改正案)

区分	罰金
所有者以外	30 万円以下
所有者	15 万円以下
所有者以外	30 万円以下
所有者	15 万円以下
	15 万円以下



3 施行期日 平成 31 年 4 月 1 日

4 今後の予定

平成 30 年 10 月 教育委員会会議に付議

11 月 県議会第 3 回定例会に条例改正議案の提案

平成 31 年 4 月 改正条例の施行